

# 「データで見る”適正化事業による巡回指導等”の成果概要

(一社) 宮崎県トラック協会

貨物自動車運送事業（トラック運送事業）は、国民生活や産業活動を支えるという重要な役割を果たしており、公益性の高い事業です。トラック運送事業が健全に発展し、公共の福祉を増進するためには、違法行為をなくし、輸送秩序を確立することが不可欠です。

平成2年12月1日に施行された貨物自動車運送事業法によって位置づけられた「適正化事業指導員」が、事業者への巡回訪問を通じて、輸送秩序確立のための指導等を実施しています。

現在、地方適正化事業実施機関である宮崎県トラック協会では、6名の指導員が県下の全事業者を対象に3年に1回程度の頻度で、各営業所を巡回・指導しています。

適正化事業の実施に当たっては、宮崎県適正化事業評議委員会において、事業計画及び事業実施状況の報告を行い、評議委員から業界全般にわたり広く意見・提言等を聴取しています。

また、宮崎運輸支局と連携を密にしながら、巡回の際には営業所、車庫等の施設の確認や、事業関係書類などの帳票類の確認などを行い、全国実施機関の指導のもと、巡回指導時に「否」となった全項目及び文書指導の各項目に対し改善報告通知書を発行し、改善報告及び指摘事項の改善等を推進しています。

今回、当協会が実施した平成23年度からの過去10カ年間の巡回指導実績を以下のとおりとりまとめました。

## 《参考》 宮崎県トラック協会の令和3年度 適正化事業活動方針

- 1 巡回指導における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底
- 2 地方適正化事業の公正・着実な推進
  - (1) 運輸支局等との連携による速報制度並びに新規許可事業者に係る新規巡回指導及び労基特別巡回指導への適正な対応
  - (2) 働き方改革関連法の周知及び改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底
  - (3) 「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底
  - (4) 輸送秩序の確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進
  - (5) 適正・円滑な苦情処理
- 3 安全性評価事業「Gマーク制度」への協力
- 4 地方評議委員会の適切な運営
- 5 地方実施機関の適切な運営体制の確立
- 6 適正化事業指導員の専任化及び要員の確保

## 《参 考》 ◇ 適正化事業のこれまでの歩み ◇

### 【平成 2年12月】

- ・ 貨物自動車運送事業法の施行に伴い貨物自動車運送適正化事業がスタート。
- ・ 事業者における遵守意識の啓発、違法行為を行っている事業者に対する指導、荷主に対する要請等の活動を行う事業を適正化事業と位置付け、これを推進するために、運輸大臣(当時)より全国実施機関として全日本トラック協会を、地方運輸局長より地方実施機関として都道府県トラック協会を指定。

### 【平成 7年 3月】

- ・ 巡回指導項目を73項目から特別積合せ事業43項目、一般事業38項目に整理統合するとともに、全国統一の重点指導項目を設定。

### 【平成15年 4月】

- ・ 改正貨物自動車運送事業法において、地方実施機関は巡回指導調査や苦情解決等の地方適正化事業の実施に必要な限度において、トラック運送事業者に対して説明や資料の提出を求めることができるなど、権限を強化。
- ・ 地方実施機関の組織・運営の一層の中立性・透明性を確保するため、地方実施機関毎に「地方評議委員会」を設置。
- ・ 巡回指導項目を特別積合せ事業50項目、一般事業45項目に整理統合。

### 【平成15年 7月】

- ・ 利用者がより安全性の高い事業者を選び易くするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図るため、事業者の安全性を正當に評価・認定し、公表する、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）がスタート。

### 【平成19年 4月】

- ・ 巡回指導の効果的・効率的な実施等の観点から、巡回指導項目等について所要の見直しを行い、特別積合せ事業と一般事業を統合し、指導項目37と自主点検項目13に区分け。

### 【平成25年10月】

- ・ 点呼を全く行っていない等悪質性の高い違反の、運輸支局長等への速報を開始。

### 【平成27年 9月】

- ・ 運輸支局長等からの指導要請に基づく乗務時間等告示違反営業所に対する特別巡回指導を開始。

### 【平成30年 4月】

- ・ 巡回指導に係る評価手法の全国均一化の観点から「巡回指導の指針」「巡回指導マニュアル」の改訂とともに、指導項目に運輸安全マネジメントを追加し38項目。

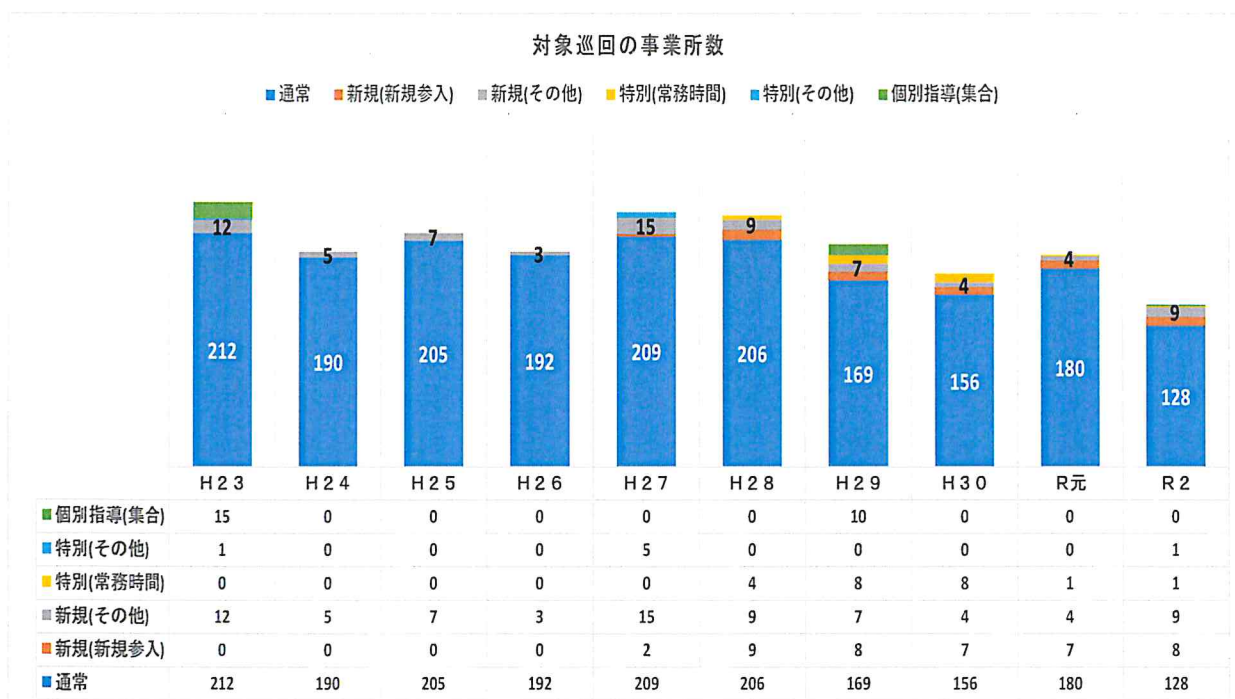
## 1 データ及びとりまとめ結果概要の取扱

過去10年間の実績データは、あくまでも単年度毎の巡回実績に基づくものであり、巡回事業所である母集団が毎年異なるため、傾向及び評価等については参考としていただきたい。

## 2 巡回指導の実績概要（平成23年度～令和2年度）

### (1) 対象巡回の事業所数

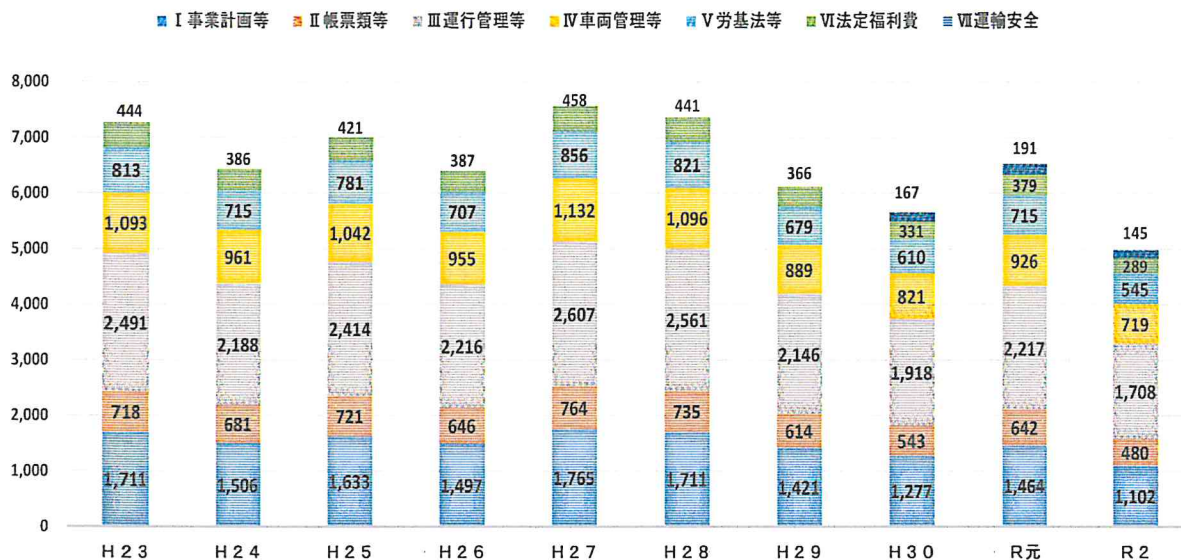
- ① 対象事業所は、通常巡回が主体であり、新規参入事業者等が1割程度を占めている。
- ② 巡回事業所数は、200件から240件程度で推移していたが、令和2年度はコロナ禍の影響等もあり、175件の計画に対し147件で実施率84%と計画を下回った。



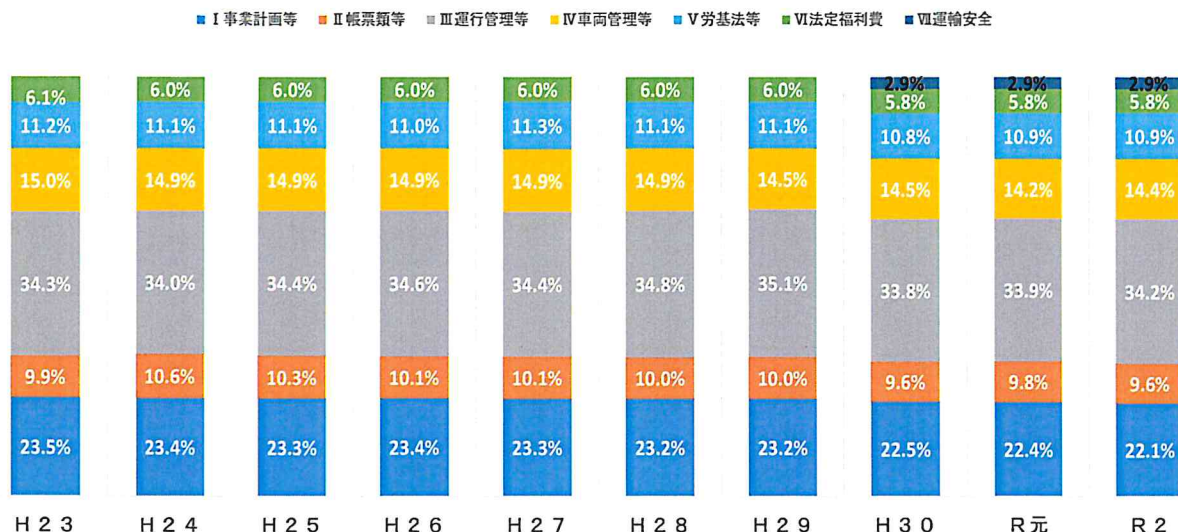
### (2) 指導事項毎の対象事業所数

- ① 平成29年度までは、指導件数6,000件～7,000件台をキープしていたが、令和2年度は5,000件を割り込んだ。
- ② 指導事項では、Ⅲ運行管理等が約3分の1を占め一番多く、次いでⅠ事業計画等が22～23%、Ⅳ車両管理等が15%程度の順となっており、その割合は、毎年度ほぼ同様の傾向である。
- ③ 各年度の重点指導事項数については、平成29年度までは、Ⅰ事業計画等で4、Ⅲ運行管理等で9、Ⅳ車両管理等で1、Ⅴ労基法等で2、Ⅵ法定福利で2の合計18事項で実施した。
- ④ 平成30年度以降は、Ⅲ運行管理等で6、Ⅳ車両管理等で2、Ⅴ労基法等で1の9事項に絞り込んで実施しており、新たにⅦ運輸安全マネジメントの適切な実施についての指導事項が追加されている。

指導事項毎の対象事業所数



指導事項毎の対象事業所数（割合）



(3) 指導（否）件数及び（否）割合

【指導（否）件数】

- ① 指導件数合計では、平成27年度まではI, 000件台が続き、微増減で推移していたが、平成28年度から減少傾向が顕著であり、当協会がGマーク認証制度に本格的に取り組む開始、改善が進んだ成果等の要因も大きいと推察される。
- ② 指導（否）件数では、平成23年度の1,205件に比較し、令和2年度が331件で874件減少しており、△72.5%の減少率で大幅な改善効果が出ている。
- ③ 指導事項の内訳では、III運行管理等が△500件、次いでIV車両管理等が△125件、V労基法等が△111件となっており、減少率ではV法定福利費が△93.1%、I事業計画等が△82.2%、II帳票類等が△80.4%となっている。

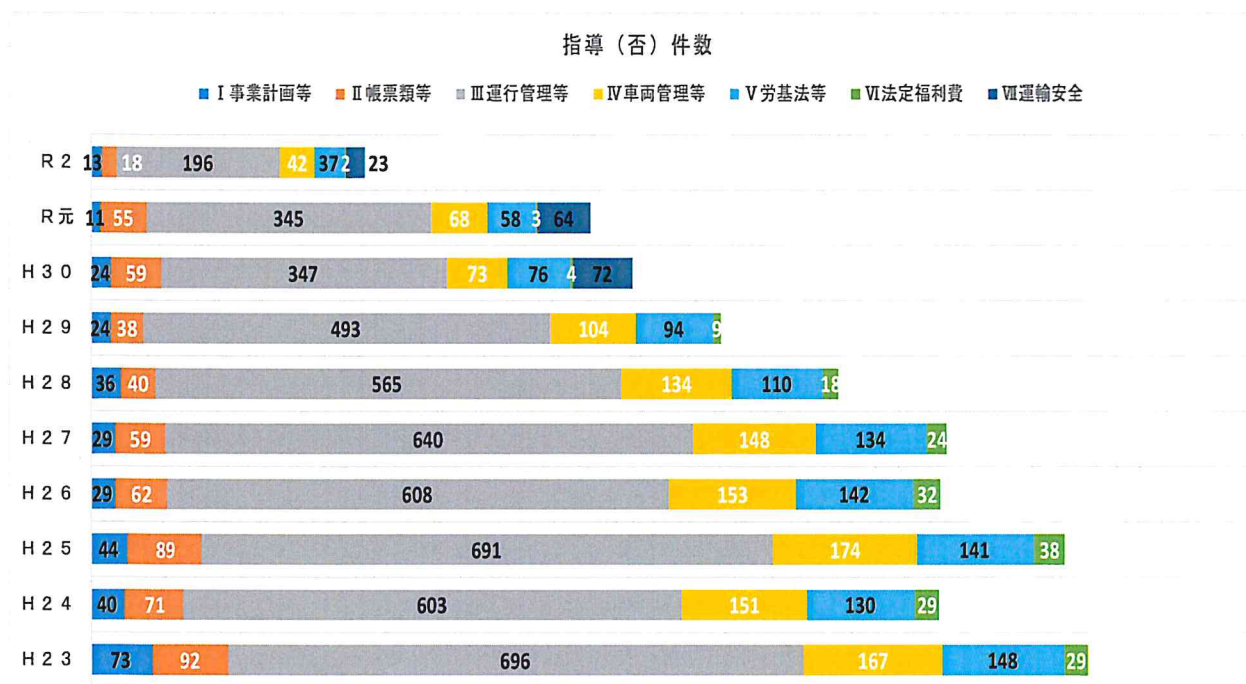
### 【指導（否）割合】

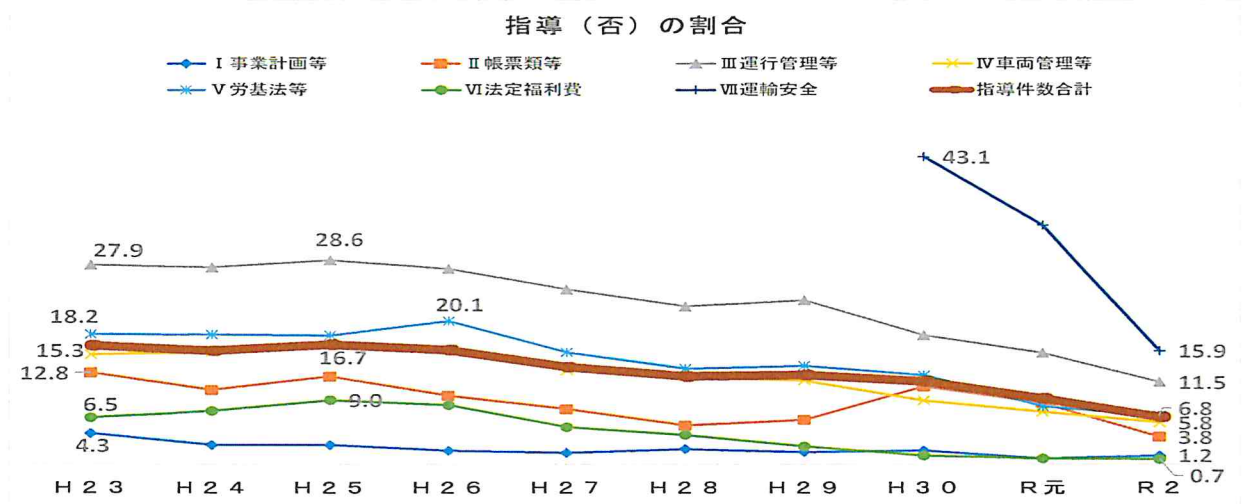
- ① 指導（否）割合では、平成26年度までは16%台で推移していたが、特に平成30年度以降の減少幅が大きい。
- ② 平成23年度の（否）割合は16.6%で、令和2年度が6.6%で10ポイント減少しており、指導・改善が着実に進んでいると推察される。
- ③ 指導事項の内訳では、Ⅲ運行管理等が△16.4%、次いでⅤ労基法等が11.4%、Ⅳ車両管理等が△9.5%となっており、減少率ではⅤ法定福利費が△89.2%、Ⅰ事業計画等が△72.1%、Ⅱ帳票類等が△70.3%となっている。

### ◇ H23とR2の指導件数等の増減比較 (単位：件、%)

区分	H23		R2		H23 → R2 (増減)			
	件数	割合	件数	割合	件数 (減少率)	割合 (減少率)		
Ⅰ事業計画等	73	4.3	13	1.2	△60	82.2%	△3.1	72.1%
Ⅱ帳票類等	92	12.8	18	3.8	△74	80.4%	△9.0	70.3%
Ⅲ運行管理等	696	27.9	196	11.5	△500	71.8%	△16.4	58.8%
Ⅳ車両管理等	167	15.3	42	5.8	△125	74.9%	△9.5	62.1%
Ⅴ労基法等	148	18.2	37	6.8	△111	75.0%	△11.4	62.6%
Ⅵ法定福利費	29	6.5	2	0.7	△27	93.1%	△5.8	89.2%
Ⅶ運輸安全	(72)	(43.1)	23	15.9	△49	68.1%	△27.2	63.1%
合計	1,205	16.6	331	6.6	△874	72.5%	△10.0	60.2%

※ Ⅶ運輸安全のH23の( )内の数値は平成30年度からの追加事項のため参考値。





#### (4) 主な重点指導項目毎の指導（否）件数及び（否）割合

##### 【指導（否）件数】

- ① 全体的には、平成27年度までは、微増減で推移していたが、平成28年度から減少傾向が顕著で、多くの指導項目で改善が進んでいる傾向にある。
- ② 平成23年度と比較して減少件数の大きい項目は、点呼関係が $\Delta 116$ 件（H23:139件→R2:23件）と一番改善されており、次いで、輸送安全指導監督が $\Delta 62$ 件（H23:80件→R2:18件）、特定運転者特別指導が $\Delta 48$ 件（H23:89件→R2:25件）となっている。
- ③ 同じく、減少率では、運行管理者選任届出が $\Delta 100\%$ で、点呼関係が $\Delta 83.5\%$ 、輸送安全指導監督が $77.5\%$ となっている。

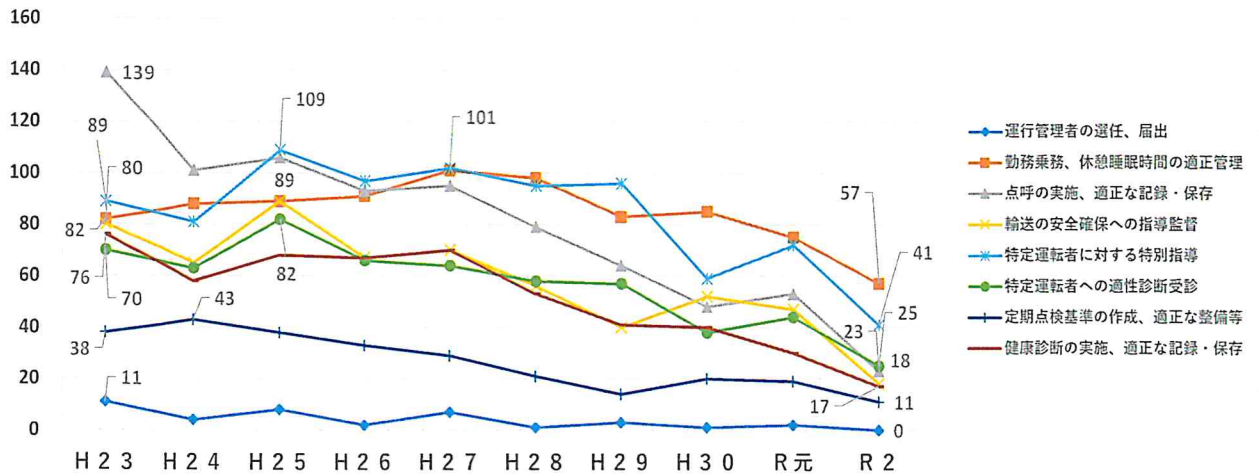
##### 【指導（否）割合】

- ① 一方、指導（否）割合は、年々指導巡回件数も減少傾向にあるものの、上記に比較して減少幅は小さく、特に、勤務乗務等の適正管理は若干増加傾向にあり、昨今の運転手不足をはじめとするトラック業界を取り巻く厳しい情勢が如実に現れている。
- ② その他の事項は、平成28年度頃まで若干の微増減を繰り返しながら減少傾向にあったが、平成30年12月の改正貨物自動車運送事業法の改正等を契機として、輸送の安全や運転手等の健康・安全管理に関する改善事項のポイントが減少しており、各事業所の意識改革と指導成果が伺える。

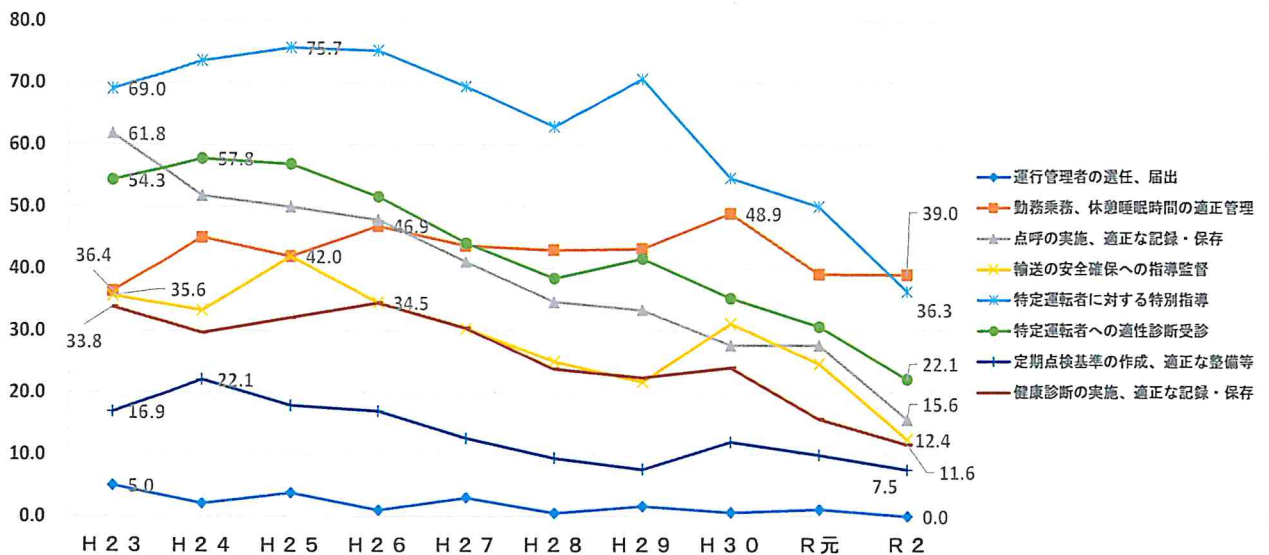
（単位：件、％）

区分	年度		H23		R2		H23 → R2 (増減)			
	件数	割合	件数	割合	件数 (減少率)	割合 (減少率)	件数 (減少率)	割合 (減少率)		
運行管理者の選任、届出	11	5.0	0	0.0	$\Delta 11$	100.0%	$\Delta 5.0$	100.0%		
勤務乗務、休憩等適正管理	82	36.4	57	39.0	$\Delta 25$	30.5%	+2.6	$\Delta 7.1\%$		
点呼実施、適正記録・保存	139	61.8	23	15.6	$\Delta 116$	83.5%	$\Delta 46.2$	74.8%		
輸送安全確保への指導監督	80	35.6	18	12.4	$\Delta 62$	77.5%	$\Delta 23.2$	65.2%		
特定運転者への特別指導	89	69.0	41	36.3	$\Delta 48$	53.9%	$\Delta 32.7$	47.4%		
特定運転者の適性診断受診	70	54.3	25	22.1	$\Delta 45$	64.3%	$\Delta 32.2$	59.3%		
定期点検基準作成、整備等	38	16.9	11	7.5	$\Delta 9$	45.0%	$\Delta 4.5$	55.6%		
健康診断実施、適正記録等	76	33.8	17	11.6	$\Delta 59$	77.6%	$\Delta 22.2$	65.7%		

重点指導項目毎の指導（否）件数



重点指導項目毎の指導（否）割合



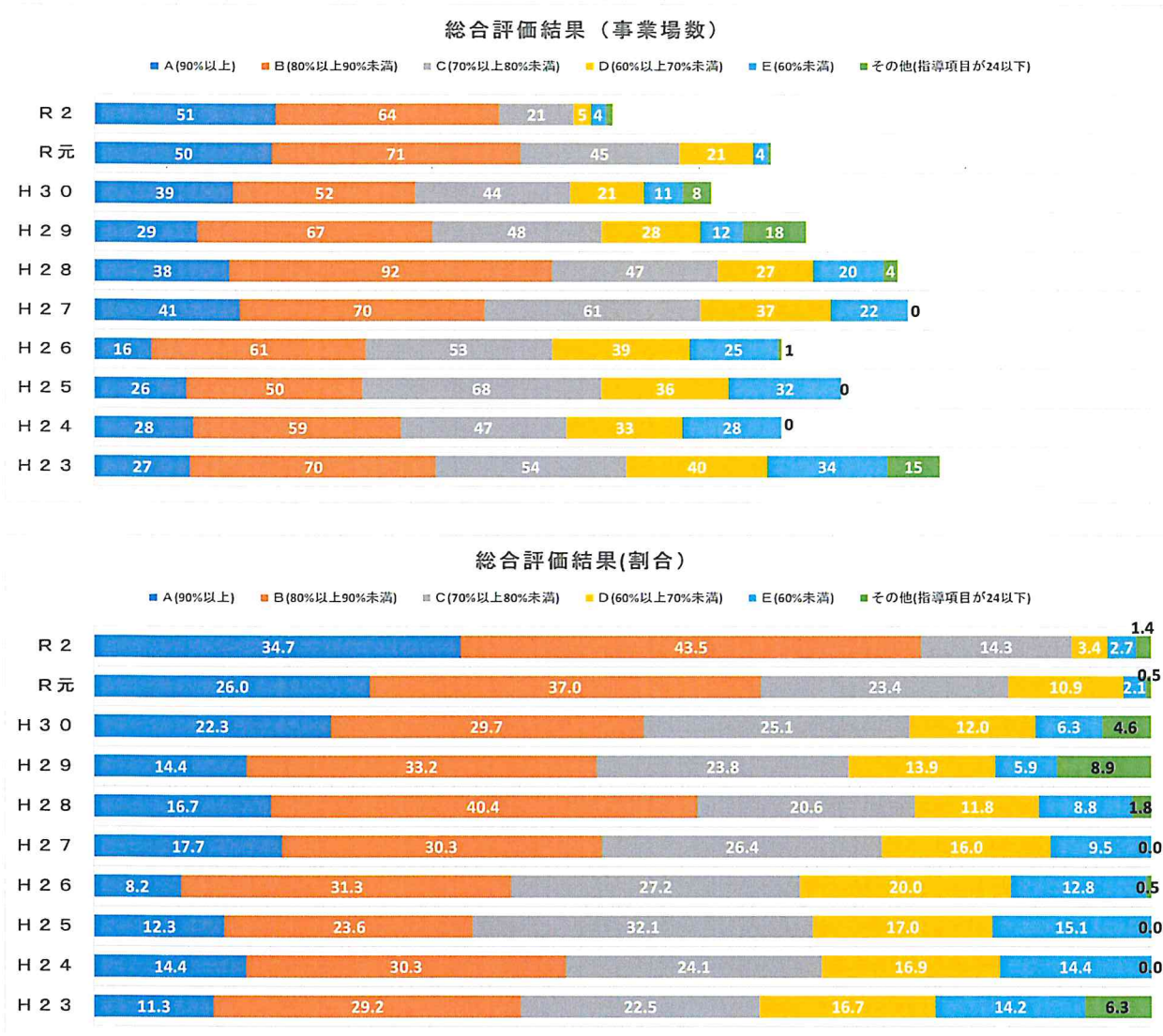
(5) 巡回指導による総合評価結果

【評価区分別の事業場数】

- ① 平成23年度と比較すると、巡回事業場数は93事業場（H23:240事業場→R2:147事業場）減少している中で、A評価のみ増加し、B評価は微増減を繰り返し、C評価以下は軒並み減少しており、指導改善効果が伺える。
- ② 今後さらなる、B評価事業所のA評価への格上げの改善指導が期待される。
- ③ 平成23年度の事業場数は、B評価（70）、C（54）、D（40）、E（34）、A（27）の順で、A評価の事業所が一番少なかったが、令和2年度ではB評価（64）、A（51）、C（21）の順で、D評価以下は5事業所未満となっている。

【評価区分別の事業場割合】

- ① 平成23年度と比較すると、A評価が23.4ポイント（H23:11.3%→R2:34.7%）、B評価が14.4ポイント（H23:29.2%→R2:43.5%）伸びており、D評価がΔ13.3%、E評価がΔ11.4%と大きく減少している。
- ② また、A・B評価合計では、平成23年度で40.5%であったものが、令和2年度には78.2%と大きくシェアを伸ばす結果となった。
- ③ 平成29年度に、D、E評価が増加しているが、平成29年3月の指導監督指針の改正、4月の運行記録計の装着義務の拡大など、法改正に対する一部対応の遅れ等が推察される。



(6) 令和2年度の総合評価結果の比較（全国、九州ブロック、宮崎）

	事業所数	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価	その他
全国	15,150	43.2%	29.4%	16.2%	4.4%	1.3%	5.5%
九州	1,767	42.7%	29.4%	17.6%	5.3%	1.4%	6.5%
宮崎	147	34.7%	43.5%	14.3%	3.4%	2.7%	1.4%

- ① 本県は、全国・九州に比較してA評価は8ポイント程下回っているが、B評価は大きく上回っており、A・B合算でも6ポイントほど高い。A評価への引き上げが課題。



3 (参考) 県内における貨物自動車運送事業者の行政処分、死亡事故件数等の推移

(1) 貨物自動車運送事業者の行政処分件数等の推移

単位：(件、両)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
件数	6	1 2	2 3	2 5	1 6	3
車両数	1 1	2 0	3 9	3 6	4 0	2 5
延停止日車数	2 7 0	7 8 0	1,490	1,050	7 6 5	7 7 6

出典：宮崎運輸支局

(2) 過積載違反の取締り件数の推移

単位：(件)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
1 0 割以上	0	0	0	4	1	1
5 割以上						
1 0 割未満	2	0	0	2	0	0
5 割未満	1	0	0	2	0	0
合 計	3	0	0	8	1	1

出典：宮崎運輸支局

(3) 労働時間超過の通報件数の推移

単位：(件)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
通報件数	3	8	1 1	7	2	5

出典：宮崎労働局

(4) 事業用貨物車の交通事故発生状況

単位：(件、両)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
発生件数	1 7 0	1 4 4	1 3 3	1 2 1	9 8	8 2
死者数	2	1	4	2	1	1
負傷者数	1 8 7	1 7 6	1 3 9	1 3 1	1 1 8	8 8

出典：宮崎県警察本部

(5) 事業用貨物車が関与した事故発生状況

単位：(件、両)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
発生件数	2 6 5	2 3 4	2 1 5	1 9 4	1 6 4	1 4 3
死者数	4	3	7	3	3	1
負傷者数	2 9 4	2 8 0	2 3 4	2 1 3	1 9 2	1 6 3

出典：宮崎県警察本部 ※発生件数は(4)との合計、死傷者数は関与のみ。

貨物自動車運送適正化事業の実施概要（平成23年度～令和2年度）

1. 対象巡回事業所

(単位：件)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
通常	212	190	205	192	209	206	169	156	180	128
新規(新規参入)	0	0	0	0	2	9	8	7	7	8
新規(その他)	12	5	7	3	15	9	7	4	4	9
特別(常務時間)	0	0	0	0	0	4	8	8	1	1
特別(その他)	1	0	0	0	5	0	0	0	0	1
個別指導(集合)	15	0	0	0	0	0	10	0	0	0
合計	240	195	212	195	231	228	202	175	192	147

2. 指導事項毎の対象事業所数

(単位：件)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
I 事業計画等	1,711	1,506	1,633	1,497	1,765	1,711	1,421	1,277	1,464	1,102
II 帳票類等	718	681	721	646	764	735	614	543	642	480
III 運行管理等	2,491	2,188	2,414	2,216	2,607	2,561	2,146	1,918	2,217	1,708
IV 車両管理等	1,093	961	1,042	955	1,132	1,096	889	821	926	719
V 労基法等	813	715	781	707	856	821	679	610	715	545
VI 法定福利費	444	386	421	387	458	441	366	331	379	289
VII 運輸安全								167	191	145
指導件数合計	7,270	6,437	7,012	6,408	7,582	7,365	6,115	5,667	6,534	4,988

3. 指導事項毎の対象事業所数(割合)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
I 事業計画等	23.5%	23.4%	23.3%	23.4%	23.3%	23.2%	23.2%	22.5%	22.4%	22.1%
II 帳票類等	9.9%	10.6%	10.3%	10.1%	10.1%	10.0%	10.0%	9.6%	9.8%	9.6%
III 運行管理等	34.3%	34.0%	34.4%	34.6%	34.4%	34.8%	35.1%	33.8%	33.9%	34.2%
IV 車両管理等	15.0%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.5%	14.5%	14.2%	14.4%
V 労基法等	11.2%	11.1%	11.1%	11.0%	11.3%	11.1%	11.1%	10.8%	10.9%	10.9%
VI 法定福利費	6.1%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	5.8%	5.8%	5.8%
VII 運輸安全	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	2.9%	2.9%
指導件数合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4. 指導(否)件数

(単位：件、%)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	H23→R2
I 事業計画等	73	40	44	29	29	36	24	24	11	13	△60 82.2%
II 帳票類等	92	71	89	62	59	40	38	59	55	18	△74 80.4%
III 運行管理等	696	603	691	608	640	565	493	347	345	196	△500 71.8%
IV 車両管理等	167	151	174	153	148	134	104	73	68	42	△125 74.9%
V 労基法等	148	130	141	142	134	110	94	76	58	37	△111 75.0%
VI 法定福利費	29	29	38	32	24	18	9	4	3	2	△27 93.1%
VII 運輸安全								72	64	23	△49 68.1%
指導件数合計	1,205	1,024	1,177	1,026	1,034	903	762	655	604	331	△874 72.5%

5. 指導(否)割合

(単位：件、%)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	H23→R2
I 事業計画等	4.3	2.7	2.7	1.9	1.6	2.1	1.7	1.9	0.8	1.2	△3.1 72.1%
II 帳票類等	12.8	10.4	12.3	9.6	7.7	5.4	6.2	10.9	8.6	3.8	△9.0 70.3%
III 運行管理等	27.9	27.6	28.6	27.4	24.5	22.1	23.0	18.1	15.6	11.5	△16.4 58.8%
IV 車両管理等	15.3	15.7	16.7	16.0	13.1	12.2	11.7	8.9	7.3	5.8	△9.5 62.1%
V 労基法等	18.2	18.2	18.1	20.1	15.7	13.4	13.8	12.5	8.1	6.8	△11.4 62.6%
VI 法定福利費	6.5	7.5	9.0	8.3	5.2	4.1	2.5	1.2	0.8	0.7	△5.8 89.2%
VII 運輸安全								43.1	33.5	15.9	△27.2 63.1%
指導件数合計	16.6	15.9	16.8	16.0	13.6	12.3	12.5	11.6	9.2	6.6	△10.0 60.2%

6. 重点指導項目毎の指導（否）件数

(単位：件、%)

区分	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	H 2 3→R 2	
運行管理者の選任、届出	11	4	8	2	7	1	3	1	2	0	△ 11	100.0%
勤務乗務、休憩睡眠時間の適正管理	82	88	89	91	101	98	83	85	75	57	△ 25	30.5%
点呼の実施、適正な記録・保存	139	101	106	93	95	79	64	48	53	23	△ 116	83.5%
輸送の安全確保への指導監督	80	65	89	67	70	56	40	52	47	18	△ 62	77.5%
特定運転者に対する特別指導	89	81	109	97	102	95	96	59	72	41	△ 48	53.9%
特定運転者への適性診断受診	70	63	82	66	64	58	57	38	44	25	△ 45	64.3%
定期点検基準の作成、適正な整備等	38	43	38	33	29	21	14	20	19	11	△ 9	45.0%
健康診断の実施、適正な記録・保存	76	58	68	67	70	53	41	40	30	17	△ 59	77.6%

7. 重点指導項目毎の指導（否）割合

(単位：%)

区分	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	H 2 3→R 2	
運行管理者の選任、届出	5.0	2.1	3.8	1.0	3.0	0.5	1.6	0.6	1.1	0.0	△ 5.0	100.0%
勤務乗務、休憩睡眠時間の適正管理	36.4	45.1	42.0	46.9	43.7	43.0	43.2	48.9	39.1	39.0	2.6	-7.1%
点呼の実施、適正な記録・保存	61.8	51.8	50.0	47.9	41.1	34.6	33.3	27.6	27.6	15.6	△ 46.2	74.8%
輸送の安全確保への指導監督	35.6	33.3	42.0	34.5	30.3	25.0	21.7	31.1	24.6	12.4	△ 23.2	65.2%
特定運転者に対する特別指導	69.0	73.6	75.7	75.2	69.4	62.9	70.6	54.6	50.0	36.3	△ 32.7	47.4%
特定運転者への適性診断受診	54.3	57.8	56.9	51.6	44.1	38.4	41.6	35.2	30.6	22.1	△ 32.2	59.3%
定期点検基準の作成、適正な整備等	16.9	22.1	17.9	17.0	12.6	9.4	7.6	12.0	9.9	7.5	△ 9.4	55.6%
健康診断の実施、適正な記録・保存	33.8	29.7	32.1	34.5	30.4	23.8	22.4	24.0	15.7	11.6	△ 22.2	65.7%

8. 指導巡回による総合評価結果（事業場数）

(単位：件)

分類	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
A (90%以上)	27	28	26	16	41	38	29	39	50	51
B (80%以上90%未満)	70	59	50	61	70	92	67	52	71	64
C (70%以上80%未満)	54	47	68	53	61	47	48	44	45	21
D (60%以上70%未満)	40	33	36	39	37	27	28	21	21	5
E (60%未満)	34	28	32	25	22	20	12	11	4	4
その他(指導項目が24以下)	15	0	0	1	0	4	18	8	1	2

9. 指導巡回による総合評価結果（割合）

(単位：%)

分類	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
A (90%以上)	11.3	14.4	12.3	8.2	17.7	16.7	14.4	22.3	26.0	34.7
B (80%以上90%未満)	29.2	30.3	23.6	31.3	30.3	40.4	33.2	29.7	37.0	43.5
C (70%以上80%未満)	22.5	24.1	32.1	27.2	26.4	20.6	23.8	25.1	23.4	14.3
D (60%以上70%未満)	16.7	16.9	17.0	20.0	16.0	11.8	13.9	12.0	10.9	3.4
E (60%未満)	14.2	14.4	15.1	12.8	9.5	8.8	5.9	6.3	2.1	2.7
その他(指導項目が24以下)	6.3	0.0	0.0	0.5	0.0	1.8	8.9	4.6	0.5	1.4

◇ 指導事項毎の対象事業所数

区分	指 導 事 項	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R2/H23
I. 事業計画等	(1)事務所・営業所の名称・位置	225	195	212	195	231	224	184	167	191	145	0.64
	(2)事業用自動車の種別・数	225	195	212	194	231	224	184	167	191	145	0.64
	(3)自動車車庫の位置・収容能力	225	195	212	195	231	224	184	167	191	146	0.65
	(4)休憩・睡眠施設の位置・収容能力	224	192	212	195	231	224	184	167	191	145	0.65
	(5)休憩・睡眠施設保守・管理	224	192	212	195	231	224	184	167	191	145	0.65
	(6)届出事項の変更(役員・荷主の名称)	138	147	149	135	148	143	133	108	127	86	0.62
	(7)白トラの違法な営業類似行為	225	195	212	194	231	224	184	167	191	145	0.64
	(8)名義貸し、事業の貸渡し等の有無	225	195	212	194	231	224	184	167	191	145	0.64
	小計	1,711	1,506	1,633	1,497	1,765	1,711	1,421	1,277	1,464	1,102	0.64
II. 帳票類の整備、報告等	(1)事故記録の適正な記録、保存	137	135	145	111	141	143	105	93	122	97	0.71
	(2)自動車事故報告書の提出	9	15	9	12	17	12	16	16	16	10	1.11
	(3)運転者台帳の適正記入、保存	223	195	212	194	231	224	184	167	191	146	0.65
	(4)車両台帳の整備、適正記入等	225	195	212	195	231	224	184	167	191	145	0.64
	(5)営業・事業報告書の提出(本社)	124	141	143	134	144	132	125	100	122	82	0.66
	小計	718	681	721	646	764	735	614	543	642	480	0.67
III. 運行管理等	(1)運行管理規程の規定	225	195	212	195	231	224	184	167	191	145	0.64
	(2)運行管理者の選任、届出	221	194	210	193	231	222	184	164	188	145	0.66
	(3)運行管理者の所定研修の受講	200	189	202	184	220	213	175	161	181	143	0.72
	(4)必要な員数の運転者の確保	225	195	212	194	231	224	184	167	191	145	0.64
	(5)勤務乗務、休憩睡眠時間の適正管理	225	195	212	194	231	228	192	174	192	146	0.65
	(6)過積載運送の有無	225	194	212	194	230	224	184	166	191	145	0.64
	(7)点呼の実施、適正な記録・保存	225	195	212	194	231	228	192	174	192	147	0.65
	(8)乗務記録の適正な作成・保存	225	194	212	194	231	226	184	166	191	145	0.64
	(9)運行記録計による記録、作成・保存	193	178	185	176	196	199	178	166	182	139	0.72
	(10)運行指示書の作成、指示、携行、保存	44	45	45	47	52	47	32	30	39	37	0.84
	(11)輸送の安全確保への指導監督	225	195	212	194	231	224	184	167	191	145	0.64
	(12)特定運転者に対する特別指導	129	110	144	129	147	151	136	108	144	113	0.88
	(13)特定運転者への適性診断受診	129	109	144	128	145	151	137	108	144	113	0.88
小計	2,491	2,188	2,414	2,216	2,607	2,561	2,146	1,918	2,217	1,708	0.69	
IV. 車両管理等	(1)整備管理規程の規定、適正な管理	225	195	212	195	231	224	184	165	188	145	0.64
	(2)整備管理者の選任、届出	221	194	210	192	230	222	182	164	188	145	0.66
	(3)整備管理者への所定研修の受講	197	182	196	180	209	202	155	159	168	138	0.70
	(4)日常点検基準の作成、適正な点検	225	195	212	194	231	224	184	166	191	145	0.64
	(5)定期点検基準の作成、適正な整備等	225	195	212	194	231	224	184	167	191	146	0.65
	小計	1,093	961	1,042	955	1,132	1,096	889	821	926	719	0.66
V. 労基法等	(1)就業規則の制定、届出	142	130	145	125	167	151	128	110	143	109	0.77
	(2)3 6 協定の締結、届出	221	195	212	194	228	223	184	166	190	145	0.66
	(3)労働時間、休日労働の違法性の有無	225	195	212	194	231	224	184	167	191	145	0.64
	(4)健康診断の実施、適正な記録・保存	225	195	212	194	230	223	183	167	191	146	0.65
	小計	813	715	781	707	856	821	679	610	715	545	0.67
VI. 法定福利	(1)労災・雇用保険への加入の有無	223	195	212	194	230	221	184	165	191	145	0.65
	(2)健康・厚生年金保険への加入の有無	221	191	209	193	228	220	182	166	188	144	0.65
	小計	444	386	421	387	458	441	366	331	379	289	0.65
VII. 運転安全	(1)運輸安全マネジメントの適切な実施	-	-	-	-	-	-	-	167	191	145	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	167	191	145	-
指導件数合計		7,270	6,437	7,012	6,408	7,582	7,365	6,115	5,667	6,534	4,988	0.69

※ 色塗りの部分は、毎年度してされた重点指導事項である。

◇ 指導（百）件数及び（百）割合

区分	指導事項	H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R元		R2		R2-H23			
		件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)		
I. 事業計画等	(1)事務所・営業所の名称・位置	7	3.1	4	2.1	3	1.4	2	1.0	2	0.9	5	2.2	1	0.5	2	1.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	△7	△3.1
	(2)事業用自動車の種別・数	16	7.1	6	3.1	8	3.8	7	3.6	4	1.7	6	2.7	7	3.8	6	3.6	2	1.0	3	2.1	△13	△5.0		
	(3)自動車庫の位置・収容能力	19	8.4	7	3.6	15	7.1	8	4.1	10	4.3	10	4.5	4	2.2	2	1.2	3	1.6	2	1.4	△17	△7.1		
	(4)休憩・睡眠施設の位置・収容能力	7	3.1	5	2.6	2	0.9	2	1.0	3	1.3	4	1.8	2	1.1	2	1.2	1	0.5	1	0.7	△6	△2.4		
	(5)休憩・睡眠施設保守・管理	8	3.6	6	3.1	2	0.9	2	1.0	2	0.9	4	1.8	2	1.1	2	1.2	0	0.0	1	0.7	△7	△2.9		
	(6)届出事項の変更(役員・荷主の名称)	16	11.6	12	8.2	14	9.4	8	5.9	8	5.4	6	4.2	8	6.0	10	9.3	5	3.9	6	7.0	△10	△4.6		
	(7)白トラの違法な営業類似行為	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	(8)名義貸し、事業の貸渡し等の有無	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小計	73	4.3	40	2.7	44	2.7	29	1.9	29	1.6	36	2.1	24	1.7	24	1.9	11	0.8	13	1.2	△60	△3.1		
II. 帳票類の整備、報告等	(1)事故記録の適正な記録・保存	7	5.1	6	4.4	5	3.4	2	1.8	1	0.7	1	0.7	1	1.0	0	0.0	1	0.8	0	0.0	△7	△5.1		
	(2)自動車事故報告書の提出	0	0.0	3	20.0	2	22.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.3	0	0.0	0	0.0		
	(3)運転者台帳の適正記入・保存	32	14.3	18	9.2	24	11.3	16	8.2	19	8.2	8	3.6	10	5.4	8	4.8	7	3.7	2	1.4	△30	△13.0		
	(4)車両台帳の整備、適正記入等	11	4.9	9	4.6	18	8.5	6	3.1	4	1.7	2	0.9	3	1.6	30	18.0	32	16.8	5	3.4	△6	△1.4		
	(5)営業・事業報告書の提出(本社)	42	33.9	35	24.8	40	28.0	38	28.4	35	24.3	29	22.0	24	19.2	21	21.0	14	11.5	11	13.4	△31	△20.5		
	小計	92	12.8	71	10.4	89	12.3	62	9.6	59	7.7	40	5.4	38	6.2	59	10.9	55	8.6	18	3.8	△74	△9.1		
III. 運行管理等	(1)運行管理規程の規定	17	7.6	21	10.8	16	7.5	14	7.2	6	2.6	5	2.2	2	1.1	13	7.8	9	4.7	2	1.4	△15	△6.2		
	(2)運行管理者の選任、届出	11	5.0	4	2.1	8	3.8	2	1.0	7	3.0	1	0.5	3	1.6	1	0.6	2	1.1	0	0.0	△11	△5.0		
	(3)運行管理者の所定研修の受講	50	25.0	41	21.7	49	24.3	38	20.7	52	23.6	36	16.9	28	16.0	25	15.5	23	12.7	20	14.0	△30	△11.0		
	(4)必要な負数の運転者の確保	1	0.4	2	1.0	1	0.5	1	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	△1	△0.4		
	(5)勤務乗務、休憩睡眠時間の適正管理	82	36.4	88	45.1	89	42.0	91	46.9	101	43.7	98	43.0	83	43.2	85	48.9	75	39.1	57	39.0	△25	2.6		
	(6)過積載運送の有無	2	0.9	0	0.0	2	0.9	1	0.5	1	0.4	1	0.4	0	0.0	1	0.6	1	0.5	0	0.0	△2	△0.9		
	(7)点呼の実施、適正な記録・保存	139	61.8	101	51.8	106	50.0	93	47.9	95	41.1	79	34.6	64	33.3	48	27.6	53	27.6	23	15.6	△116	△46.1		
	(8)乗務記録の適正な作成・保存	61	27.1	51	26.3	57	26.9	60	30.9	51	22.1	49	21.7	39	21.2	7	4.2	2	1.0	3	2.1	△58	△25.0		
	(9)運行記録計による記録、作成・保存	68	35.2	68	38.2	62	33.5	56	31.8	64	32.7	71	35.7	70	39.3	15	9.0	12	6.6	3	2.2	△65	△33.1		
	(10)運行指示書の作成、指示、携行、保存	26	59.1	18	40.0	21	46.7	22	46.8	27	51.9	16	34.0	11	34.4	3	10.0	5	12.8	4	10.8	△22	△48.3		
	(11)輸送の安全確保への指導監督	80	35.6	65	33.3	89	42.0	67	34.5	70	30.3	56	25.0	40	21.7	52	31.1	47	24.6	18	12.4	△62	△23.1		
	(12)特定運転者に対する特別指導	89	69.0	81	73.6	109	75.7	97	75.2	102	69.4	95	62.9	96	70.6	59	54.6	72	50.0	41	36.3	△48	△32.7		
	(13)特定運転者への適性診断受診	70	54.3	63	57.8	82	56.9	66	51.6	64	44.1	58	38.4	57	41.6	38	35.2	44	30.6	25	22.1	△45	△32.1		
小計	696	27.9	603	27.6	691	28.6	608	27.4	640	24.5	565	22.1	493	23.0	347	18.1	345	15.6	196	11.5	△500	△16.5			
IV. 車両管理等	(1)整備管理規程の規定、適正な管理	14	6.2	12	6.2	10	4.7	8	4.1	5	2.2	4	1.8	2	1.1	2	1.2	1	0.5	0	0.0	△14	△6.2		
	(2)整備管理者の選任、届出	16	7.2	12	6.2	9	4.3	9	4.7	4	1.7	3	1.4	4	2.2	2	1.2	3	1.6	1	0.7	△15	△6.6		
	(3)整備管理者への所定研修の受講	54	27.4	47	25.8	72	36.7	51	28.3	45	21.5	47	23.3	52	33.5	38	23.9	38	22.6	24	17.4	△30	△10.0		
	(4)日常点検基準の作成、適正な点検	45	20.0	37	19.0	45	21.2	52	26.8	65	28.1	59	26.3	32	17.4	11	6.6	7	3.7	6	4.1	△39	△15.9		
	(5)定期点検基準の作成、適正な整備等	38	16.9	43	22.1	38	17.9	33	17.0	29	12.6	21	9.4	14	7.6	20	12.0	19	9.9	11	7.5	△27	△9.4		
	小計	167	15.3	151	15.7	174	16.7	153	16.0	148	13.1	134	12.2	104	11.7	73	8.9	68	7.3	42	5.8	△125	△9.4		
V. 労基法等	(1)就業規則の制定、届出	19	13.4	17	13.1	13	9.0	18	14.4	15	9.0	14	9.3	15	11.7	9	8.2	3	2.1	6	5.5	△13	△7.9		
	(2)36協定の締結、届出	46	20.8	37	19.0	34	16.0	31	16.0	28	12.3	29	13.0	25	13.6	18	10.8	15	7.9	10	6.9	△36	△13.9		
	(3)労働時間、休日労働の違法性の有無	7	3.1	18	9.2	26	12.3	26	13.4	21	9.1	14	6.3	13	7.1	9	5.4	10	5.2	4	2.8	△3	△0.4		
	(4)健康診断の実施、適正な記録・保存	76	33.8	58	29.7	68	32.1	67	34.5	70	30.4	53	23.8	41	22.4	40	24.0	30	15.7	17	11.6	△59	△22.1		
小計	148	18.2	130	18.2	141	18.1	142	20.1	134	15.7	110	13.4	94	13.8	76	12.5	58	8.1	37	6.8	△111	△11.4			
VI. 法定福利	(1)労災・雇用保険への加入の有無	6	2.7	9	4.6	11	5.2	11	5.7	3	1.3	6	2.7	4	2.2	1	0.6	1	0.5	0	0.0	△6	△2.7		
	(2)健康・厚生年金保険への加入の有無	23	10.4	20	10.5	27	12.9	21	10.9	21	9.2	12	5.5	5	2.7	3	1.8	2	1.1	2	1.4	△21	△9.0		
小計	29	6.5	29	7.5	38	9.0	32	8.3	24	5.2	18	4.1	9	2.5	4	1.2	3	0.8	2	0.7	△27	△5.8			
VII. 運転安全	(1)運輸安全マネジメントの適切な実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72	43.1	64	33.5	23	15.9	△49	△27.3		
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72	43.1	64	33.5	23	15.9	△49	△27.3		
指導件数合計		1,205	16.6	1,024	15.9	1,177	16.8	1,026	16.0	1,034	13.6	903	12.3	762	12.5	655	11.6	604	9.2	331	6.6	△874	△9.9		